(七)、改悛誓書提出ノ件　川口千之助提出従ハ者、八條千四郎、
大島市五郎　従ハ者　米倉正次
(八)、二階借建及攝食運動ノ件、
米郎提出　従ハ者　成山三郎、
(九)、労働者選挙運動ノ件
大島市五郎　従ハ者。　山下鶴松、
右日ノ集会ハ以テ会社側ノ決死ノ覚悟ノ態度ヲ示シタル一方
勞働争議発生ノ中ニ忽ニ争議ノ悪化ヲ見ルニ至レリ
尚警察ノ取締ニ依リ者ノ集会ハ禁止セラレ
寺島署ノ如キハ特ニ厳重ニ労働争議ノ集会ヲ禁止セリ
左ノ三ノ経過ハ明カニ前田工場ニ於ケル百日間ノ争
議ニ横浜支部ノ参加セル者五十三名ノ近人三百四十一名

横浜ヲ以テ加ハル五十六日、発起人(横浜支部)ニ至リ二十五
日、市ノ大会ヲ十四日ニ派出シ同行セシ者ヲ四百五
十三名
西田木工場ヲ中心ニ横浜支部ノ会員百十九名　近ノ人四百七
名ニ及ビ千住署ニ於テ之ヲ取締リ検挙ヲ行ヒ十日間
拘留シ会社ノ入場ヲ拒絶セラレ七十二名ヲ横浜ニ返
ス日数ハ余リ長カラズ
且亦寺島署ハ浅井工場ヲ、千住署ノ林田工場等ヲ
ノ警戒ヲ厳重ニシ、以テ争議ノ悪化ヲ防止セリ
積極的ナル行動ヲ取ルモノアルモ多ク警察ノ取締ニ依リ
要求ハ通ラズ
(十)大会ノ決議ハ結局要求ハ通ラズ
(十一)新会社側ノ行動ハ